

種苗法改正により、令和4年4月1日から 農研機構のカンショ登録品種の増殖 には許諾が必要です(無償)

「自家用の栽培向け増殖」(*)が必要となる方は、手続き方法や遵守事項をご確認の上、農研機構のWebサイトから申請して下さい。



▲申請はこちらから

(*)「**自家用の栽培向け増殖**」は、カンショの場合、例えば以下のような行為をいいます。

- ・ 収穫した芋から種芋や切り苗を得て、これを自分の圃場に定植すること
- ・ 購入した種芋や親株からツル苗等を探り、これを自分の圃場に定植すること

1. 対象者

農研機構のカンショ登録品種を生産・出荷する農業者等のうち、**自家用の栽培向け増殖を行う方**

カンショ登録品種一覧(五十音順) ※令和4年1月31日時点。令和4年3月31日までに権利切れになる品種を除く

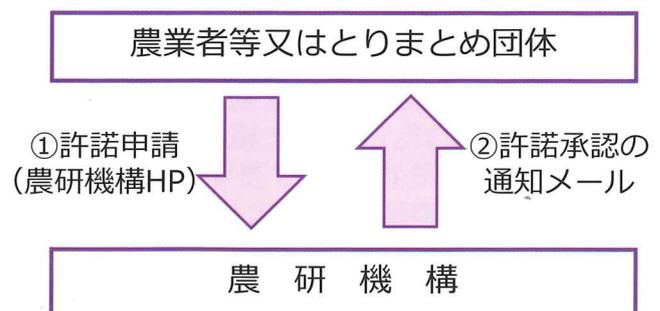
あいこまち、あかねみのり、アケムラサキ*、あまはづき、アヤコマチ、オキコガネ、オリジンルビー*、からゆたか、クイックスweet、九育観1号*、九育観2*、九育観3*、九育観4*、九育観5*、九育観6*、九育葉2号、九州121号、九州137号*、九州138号、コガネマサリ、こないしん、コナセンリ、コナホマレ、こなみずき、サエムラサキ*、サツマアカネ*、サツママサリ、すいおう、スズコガネ*、すずほっくり、スターチクイン、ダイチノユメ、タマアカネ、タマオトメ、知恵の葉*、ちゅうらかなさ、ときまさり、パープルsweetロード*、ハマコマチ、ひめあやか、ふくむらさき、べにはるか、べにまさり、ほしあかね、ほしキラリ、ほしこがね、むらさきほまれ、ムラサキマサリ*、ゆきこまち

*については、個別の対応が必要となりますので、申請前に当機構育成者権管理課にお問い合わせください。

2. 手続きの流れ

農業者個人又はとりまとめ団体が、農研機構ホームページから申請して下さい。**許諾料は無料**です。

(生産者団体の単位ではなく、複数名を代表者が取りまとめて申請することも可能です。)



3. 留意事項

- 農研機構の利用許諾を受けた種苗会社等から購入した**種苗(種芋、切り苗、ポット苗等)**そのものから自家用の栽培向け増殖を行う場合、**種苗入手後1年間に限り許諾手続きは不要**です。
- **種苗入手後1年を過ぎて、種芋の伏せ込みや定植する場合は、本許諾が必要**です。
- **許諾期間は、許諾通知の日付から3年経過した後の最初の指定日(10月31日)**です。**当該期間後は種苗を更新**してください。

4. Q&A

Q1：「自家用の栽培向け増殖」の許諾を受ければ、増殖を行った種苗を他者へ譲渡できますか

A1：「自家用の栽培向け増殖」の許諾のみでは、増殖した種苗を他者に譲渡することはできません。増殖した種苗を、他者へ種苗として譲渡する場合は、有償・無償に関わらず、別途団体等を通じた利用許諾の契約手続きが必要となります（農研機構の利用許諾HPをご参照ください）。なお、農研機構では、個人の方との利用許諾契約は行っておりませんので、許諾を希望する場合は、団体様の名義で申し込み下さい。

Q2：令和4年4月1日以前に伏せ込んだ種芋から採った苗を令和4年4月1日以降に定植する場合は許諾は必要ですか

A2：種苗の入手後1年を過ぎて、令和4年4月1日以降に定植する場合は許諾が必要になります。

Q3：家庭菜園は「自家用の栽培向け増殖」に該当しませんか

A3：個人の趣味による栽培や自家消費用の利用は種苗法で制限されておらず、今回お示した「自家用の栽培向け増殖」にも該当しませんので、許諾は不要です。但し、個人の趣味による栽培や自家消費用の利用において増殖した種苗やその種苗から生産した収穫物を他者に譲渡することは育成者権の侵害となります。優良な品種の海外流出につながらないように、適切な種苗の管理をお願いします。

Q4：なぜ、カンショについて、種苗そのものから自家用の栽培向け増殖を行うことを、入手後一年間に限り許諾手続き不要としているのですか

A4：この品目については、種苗法の一部改正以前から、入手した種苗を増殖した上で自己の農業経営に用いることを認めていたことから、今般の許諾においても入手後1年間に限り手続き不要としております。

Q5：許諾期間が過ぎた場合は新規の申請は必要ですか

A5：許諾期間が過ぎた場合は増殖を行わずに種苗を更新してください。その上で、種苗更新後1年が経過した日以降も引き続き増殖する場合は、申請が必要となります。

なお、病害抵抗性の低下など特性を損なう徴候が見られる場合は、許諾期間満了を待たずに早めに種苗更新をしてください。農研機構では、サツマイモ基腐病の拡大防止に、組織をあげて取り組んでおります。基腐病の発病圃場からは、種芋を採取しない等、基腐病防除にも十分ご注意ください。

Q6：複数年にわたり種苗を更新せず、増殖を繰り返している苗について許諾申請は可能ですか

A6：複数年にわたり増殖を繰り返している種苗については、病害抵抗性の低下など特性が損なわれているおそれがあります。このため、当該種苗を更新した上で、引き続き増殖を行う場合は、必要な申請を行ってください。（許諾期間後の申請についてはQ5を参照）

Q7：毎年正当に入手した種苗に更新する場合は、許諾申請は必要ですか

A7：必要ありません。

Q8：許諾期間である3年を待たずに種苗を更新するのは、問題ありますか

A8：問題ありません。

<許諾手続きや遵守事項の確認、お問い合わせはこちら>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
知的財産部 育成者権管理課

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

